

○ 木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文
平成十二年建設省告示第千四百五十二号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>木材の基準強度 F_c、F_t、F_b 及び F_s を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十九条第一項の規定に基づき、木材の基準強度 F_c、F_t、F_b 及び F_s を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度 F_c、F_t、F_b 及び F_s を次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に適合する構造用製材の目視等級区分によるもの。その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材（以下「並列材」という。）にあつては、曲げに対する基準強度 F_b の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。</p> <p>表（略）</p> <p>二 製材の日本農林規格に適合する構造用製材の機械等級区分によるもの。その樹種及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度 F_b の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をは</p>	<p>木材の基準強度 F_c、F_t、F_b 及び F_s を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十九条第一項の規定に基づき、木材の基準強度 F_c、F_t、F_b 及び F_s を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度 F_c、F_t、F_b 及び F_s を次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 針葉樹の構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第百四十三号）に適合する目視等級区分によるもの。その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材（以下「並列材」という。）にあつては、曲げに対する基準強度 F_b の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。</p> <p>表（略）</p> <p>二 針葉樹の構造用製材の日本農林規格に適合する機械等級区分によるもの。その樹種及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度 F_b の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を</p>

る場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。
表 (略)

三〇七 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則

この告示は、平成十九年十一月二十七日から施行する。

はる場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。
表 (略)

三〇七 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則